

記

昭和十五年七月四日

左ノ場合ニ於テハ鐵道大臣ハ內務大臣ニ協議スルモノトス

內務省 土木局長

一 直通運轉ノ認可ニ關スル地方長官ノ稟伺ニ對シ指令

鐵道省 監督局長 殿

セントストキ

二 免許ノ際直通運轉ヲ併セ考慮シテ此ノ旨地方長官ニ

旅客自動車運輸事業ニ於ケル自動車ノ

指示セントストキ

直通運轉ニ關シ覺書交換ノ件回答

(乙號)

本月三日監陸第五五七號ヲ以テ御申越有之候標記ノ件異存

來第四七九號

無之候

最近內務省に於ける路政關係行政處分例

M K 生

◎內務省告示第四百八號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ

路線名

區

間

工事終了ノ期日

爲シタル國道ニシテ工事終了シタルモノ左ノ如シ

二十四號

自愛媛縣新居郡西條町
至同縣同郡神戶村

昭和十五年七月一日

昭和十五年七月一日

法 令

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し

道府縣	起業者	事業種類	起業地名	認定月日
大阪府	大阪府大臣	道路	大阪府大阪市西淀川區浦江南二丁目地内六、一七	
神奈川	神奈川縣川崎市	學校	神奈川縣川崎市巾島町一丁目地内	
滋賀	滋賀縣彦根市長	道路	滋賀縣彦根市芹橋町八丁目地内	六、二〇
兵庫	兵庫縣武庫郡御影町長	河川	兵庫縣武庫郡御影町地内	六、二七
新潟	新潟縣新潟市長	道路	新潟縣新潟市流作場字六軒割地内	
大阪府	大阪府大臣	學校敷地	大阪府大阪市港區辨天町二丁目地内	六、二九
岐阜	岐阜縣羽島郡正木輪中水害豫防組合	排水路	岐阜縣羽島郡竹ヶ鼻町地内	
大阪府	大阪府知事	河川	大阪府大阪市東淀川區國次町下新庄町七、二	
兵庫	兵庫縣神戸市長	兒童運動場	兵庫縣神戸市林田區大橋町地内	
埼玉	埼玉縣南埼玉郡鷲宮町長	道路	埼玉縣南埼玉郡鷲宮町長	七、四
福岡	福岡縣大牟田市長	道路	福岡縣大牟田市西有明町地内	七、一一
和歌山	和歌山縣和歌山市	學校敷地	和歌山縣和歌山市元寺町南ノ丁地内	七、一三
廣島	鐵道大臣	機關車修繕工場及職員官舎建設	廣島縣廣島市矢賀町安藝郡府中町地内七、一五	
福岡	鐵道大臣	操車場	福岡縣門司市大字大里地内	
愛媛	愛媛縣八幡濱市長	道路	愛媛縣八幡濱市戒堂沖地内	

◎軌道法に依る申請に對する處分

宮城縣

仙臺市營 軌道工事施行認可申請期限延期認可

仙臺市申請に係る、軌道敷設に關する工事施行中の一部花京院通三二番地先より原町苦竹字坂下四〇番地先に至る區間の工事は目下事業費に要する起債に關し準備中にして、指定期間内に申請書提出困難なるを以て昭和十五年十一月三十日迄延期するものとし、七月四日監第一二六四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

群馬縣

東武鐵道 前橋澁川間軌道工事方法變更認可

東武鐵道株式會社申請に係る前橋起點（自一〇軒二五九 至一三軒九五三 延長三軒六九四）は從來「ステップ」形軌條（重量三十噸）を使用し來りたるが摩擦甚しく車輛運轉上危險に付I字形（軌條三十噸）に變更せむとするの件は六月二十四日監第一六五四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

千葉縣

京成電氣軌道 橋梁工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る江戸川橋梁左岸寄一部板桁部分は今現在堤防以外に架設し有り、且地形も橋梁の必要無き狀況なのみならず、桁の一部は左岸堤防内に埋設され、自然腐朽を來

し、線路保安上危險の虞有る爲之を撤去し該部分を盛土とせんとするの件は六月二十四日監第一三七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市

東京市電 新橋二丁目先軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る新橋二丁目先軌道假設物の使用期限は十五年三月三十一日迄の處道路工事の爲更に本年十二月三十一日迄延期せむとするの件は六月二十四日監第一六五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 田村町二丁目先軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る田村町二丁目先軌道假設物の使用期限は十五年三月三十一日迄の處、道路工事の爲、更に本年十二月三十一日迄延期せむとするの件は六月二十四日監第一六五七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 田村町二丁目間軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る田村町二丁目、新橋二丁目間軌道假設物の使用期限は十五年三月三十一日迄の處道路工事の爲更に本年十二月三十一日迄延期せむとするの件は六月二十四日監第一六五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 大久保車庫前電氣信號機位置變更認可

東京市申請に係る既設大久保車庫前、電氣信號裝置を位置變更し遠方よりの信號の認識を容易ならしめ、車輛運轉の安全を圖らんとするの件は七月四日監一六九四號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

東京横濱電鐵 車輛設計變更認可

東京横濱電鐵株式會社申請に係るボギー電動客車九輛の昇降口引戸を増備し、運轉能率の増進を圖り、前記工事の爲運轉基の延長並補強を爲し、燈火管制の必要上電燈配線の變更を爲さむとするの件は六月二十四日監第一六二九號を以て、内務鐵道兩大臣より認可せらる。

東京地下鐵道 軌道工事方法變更認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る城東線江戸川區東小松川二丁目地先に於て新設さるゝ都市計畫道路と平面交叉を爲すこととなりたるに付、踏切道を設置し警報機を設備せむとするの件は六月二十四日監第一三七九號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

滋賀縣

京阪電氣 工事方法變更認可並假設工事認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る、滋賀縣施行、近江神宮造營に伴ひ柳川改修工事の爲石山坂本線錦織南滋賀間に於て橋梁新設並に假設工事施行せむとするの事は六月二十四日監第一四五〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

京都府

京都市營軌道 電動客車設計認可並特別設計許可

京都市申請に係る昭和十三年十二月二十四日監第九〇五二號認可電動客車設計に一部變更を加へたる設計に依り電動客車十輛新造し尙右新造車には手用制動機の裝置を廢止せむとするの件は、七月一日監第一三五七號を以て、内務、鐵道兩大臣より電動客車の件認可し特別設計の件許可せらる。

大阪府

大阪市營軌道 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る、堺筋線淀屋橋、北濱二丁目間（變更區間延長三九〇米）の道床、鋪裝の各工法及軌條の重量を變更せむとするの件は六月二十一日、監第一、七一三號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る霞町、玉造線中白阿倍野橋至寺田町間軌道中心間隔を二米九〇（現在三米二〇）に變更し、之に伴ひ南河堀町河堀神社前兩停留場の安全地帶設計變更し尙寺田町停留場附近渉線を東方へ十九米移設せむとするの件は七月九日監第一七七七號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道

天王寺阿倍野線延長線及阿倍野橋線工事
施行並既成線工事方法變更認可及特別設

計許可

大阪市申請に係る天王寺、阿倍野延長線（自天王寺區堀越町至住吉區阿倍野筋一丁目間）延長二五〇米及阿倍野橋線（自天王寺茶白山町至住吉區阿倍野筋一丁目間）延長一一五米の軌道工事施行し、右に伴ひ阿倍野橋附近に於ける霞町、玉造線、天王寺、阿倍野線の軌道位置、電車柱の位置を變更し涉線（阿倍野橋西口）を撤去せむとするの件は六月十八日監第一四二二號を以て内務鐵道兩大臣より天王寺阿倍野線延長線及阿倍野橋線工事施行並既設成線工事方法變更認可し特別設計の件許可せらる。

大阪電氣軌道 車輛設計變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る半鋼製四輪ボギー手小荷物付電動客車二輛の手小荷物室出入口扉に自動戸閉裝置を新設せむとするの件は六月二十四日監第一四二一號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電氣軌道 車輛設計變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る養に車輛新造の認可茲許可を受け目下製作中の電動客車十五輛は製作に相當長期間を要し紀元二千六百年祭迄に竣功困難なる爲不取敢内五輛を制御客車として製作電動客車十輛に車種茲構造一部變更せむとするの件は六月二十四日監第一三八〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電氣軌道 電氣工事方法變更認可

法 令

大阪電氣軌道株式會社申請に係る養に認可せる櫻井線國分茨手隧道間電線路構造變更中今回更に、架設方法及吊加方法を變更せむとするの件は六月二十四日監第一四二五號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る蒲生變電所廻轉變流機一組増設に伴ひ、藤小路變電所より蒲生變電所に至る送電線路（延長二一八軒）一回線増設せむとするの件は六月二十四日監第一四二四號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

南海鐵道 自動閉塞信號機増設認可

南海鐵道株式會社申請に係る阪界線我孫子道停留場、大和川停留場間下り線に自動閉塞信號機一基を増設せむとするの件は六月二十四日監第一二六五號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

兵庫縣

阪神急行電鐵 軌道假設物使用期限延期認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線蘆屋川橋梁及停留場構内扛上其他假設工事は昭和十四年六月末日を以て使用期限満了の處災害復興計畫確定せざる爲。右假設工事使用期限を昭和十五年十二月三十一日迄延期するものとし、六月二十四日監第一三七七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神急行電鐵 軌道工事方法變更認可

一四一

阪神急行電鐵株式會社申請に係る縣知事に於て府縣道神戸伊丹線改良工事施行に伴ひ今津線との交叉箇所踏切道を新設尙之に伴ひ不要となりたる踏切道二箇所廢止せむとするの件は六月二十四日監第一三三二號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る神戸起點八一杆一〇二米八五の位置に魚崎町地内の水路改築に伴ひ地藏前拱渠新設せむとするの件は七月五日監第一七六四號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 橋梁工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る該軌道線中二ノ坪橋梁中ノ深橋梁及松ヶ下構橋の橋臺上部を改築し、尙橋桁は建設當時のものにして相當改造を要するの時期に達したるを以て鐵材の節約を考慮し改造せむとするの件は七月五日監第一六五八號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

福岡縣

福岡電車 電動客車設計認可

福岡電車株式會社申請に係る阪神電氣鐵道株式會社所有廢車の電動客車一輛を譲受け構造の一部を改造せむとするの件は六月二十四日監第一四二六號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

福岡電車 鐵道省所屬貨車臨時直通運轉認可

福岡電車株式會社申請に係る軍需品（主に木材）輸送の爲鐵道省所屬貨車「トラ」一號型車輛を社線鹿兒島本線吉塚驛連絡博多築港間に直通運轉せしめんとするの件は六月二十五日監第一七五五號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

